

公 告

契約担当官
航空自衛隊中部航空警戒管制団
会計隊長 樋島俊幸

下記により入札を実施するので、「入札及び契約心得」を熟知の上、参加されたい。

記

1 入札に付する事項：(1)

品名(件名)	履行場所	納入期限(履行期限)
無停電電源装置の撤去	航空自衛隊峯岡分屯基地	令和5年3月31日

(2) 入札等説明会： 無

(3) 内訳書提出： 無

2 入 札 日 時： 令和5年2月9日(木) 13時30分

3 入 札 場 所： 埼玉県狭山市 航空自衛隊 中部航空警戒管制団 会計隊 入札室

4 参 加 資 格：(1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
(2) 全省庁統一資格「役務の提供等」D級以上及び
競争参加地域「関東・甲信越」の資格を許可されている者
(3) 防衛装備庁長官又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達
に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でな
いこと。
(4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者
であって、当該者と同種の物品の販売又は製造若しくは役務請負について防衛
省と契約を行おうとする者でないこと。
(5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとす
る。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場
合には、この限りではない。

5 落札決定方式等： 総額決定

(同価入札がある場合、予決令第83条に基づき、くじ引きにより落札者を決定する。なお、
郵便入札の場合、入札事務に係る職員が代って実施する。)

6 入 札 方 法：(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額
を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に
係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分
の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵便入札
配達記録を有する手段により、令和5年2月8日(水)必着とする。

7 保 証 金 等： 入札保証金 … 免除 契約保証金 … 免除
(ただし、入札保証金を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは、
入札保証金相当額(見積もる契約金額の100分の5以上)を徴収する。)

8 入 札 の 無 効： 参加資格のない者の入札又は入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9 契約書等作成の必要の有無： 有

10 適用する契約条項： 航空自衛隊標準契約(請書)条項
役務供給契約(請書)条項及び適用契約条項の関係条項による。

11 契約条項を示す場所： 埼玉県狭山市 航空自衛隊 中部航空警戒管制団 会計隊 事務室

12 そ の 他：(1) 新型コロナウイルス感染拡大防止のための入札対応措置について(3. 1. 6)に
に基づき、郵便入札のみ受け付ける。
(2) 契約の際には、消費税及び地方消費税を除いた価格で定め、請求金額が
確定した段階で消費税及び地方消費税を計上する。この場合、1円未満の
端数を切り捨てる。
(3) 入札参加希望者は、入札の開始前までにその旨を(4)の連絡先まで通知すると
ともに、資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写しを提出すること(FAX可)。
(4) 本書記載事項の詳細については、会計隊担当者まで照会されたい。

〒350-1324 埼玉県狭山市稻荷山2-3

航空自衛隊入間基地 会計隊契約班(担当 財津)

電話：04-2953-6131(内線：2764) FAX：04-2952-5267(直通)

(5) 仕様書の内容等に係る質問は、要求部隊に照会されたい。

担当：山本(第44警戒隊施設小隊)

電話：0470-46-3001(内線：305)

入札書

貴公告入札通知に対して「入札及び契約心得」
契約条件等承諾の上提出します。

令和5年2月9日

契約担当官

航空自衛隊中部航空警戒管制団

会計隊長 樺島 俊幸 殿 住 所

会社名

代表者名

(担当者名)

(電話番号)

納入期限（履行期限）	令和5年3月31日				
納入場所（履行場所）	航空自衛隊峯岡分屯基地				
品名（件名）	規 格	単位	数量	単 価	金 額
無停電電源装置の撤去	仕様書のとおり	式	1		
	以下余白				
入札金額（税抜）	¥				

航空自衛隊仕様書			
仕様書 の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号			仕様書番号
品名 又は 件名	無停電電源装置の撤去		峯LPS-G-00045
	承認	令和5年1月5日	
	作成	令和5年1月5日	
	改正	令和 年 月 日	
		令和 年 月 日	
	作成部隊名	中部航空警戒管制団 第44警戒隊	

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、航空自衛隊峯岡山分屯基地の第44警戒隊が供用している無停電電源装置の撤去（以下、「本役務」という。）について規定する。

1.2 履行場所

航空自衛隊峯岡山分屯基地内（別図第1のとおり。）

1.3 履行期間

契約締結日～令和5年3月31日

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書または見積書の提出時における最新版とする。

- a) 秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）
- b) 航空自衛隊の立入り禁止区域への立入手続等に関する達（昭和57年航空自衛隊達第5号）

2 一般事項

2.1 本役務に関する全責任は、契約相手方が負う。

2.2 本役務に関する事項において、官側との調整が必要となった場合は、監督官と調整するものとする。

2.3 本役務の作業にあたっては、監督官の指示に従い実施する。

品名又は件名	無停電電源装置の撤去
--------	------------

3 役務に関する要求

3.1 対象器材は、表のとおり。

表－品名、寸法及び数量

品名	寸法(mm)	数量	備考
無停電電源装置本体	W2,407×D1,003×B2,018	一式	約2,800kg
蓄電池盤（蓄電池を除く。）	W4,005×D1,003×B2,018	一式	約1,600kg
蓄電池	15kg	360個	約5,400kg
ケーブル	EM-CEQ250 三相-4線	35m	UPS盤-UPS装置

3.2 撤去作業

第44警戒隊運用局舎内UPS室に設置している既設の無停電電源装置を撤去し、搬出場所まで搬送する。（細部については、別図第1～5のとおり。）

- a) 無停電電源装置本体への入出力電源ケーブル配線については、UPS盤の端子台箇所で切り離し、端末は感電防止等安全上の処置を施すものとする。
- b) 蓄電池盤の撤去搬出は、固定ボルト及びケーブル配線等を取り外し搬出する。
- c) 蓄電池については、蓄電池盤から取り外し、端子部は感電防止処置及び取り外しを施すものとする。
- d) 搬出場所に搬送した撤去品は、雨及び埃等が進入しないように処置（ビニール包装等）を施すものとする。

3.3 発生材

発生材は、全て官側に返納するのものとし、監督官等に指示された場所へ整理、積積するものとする。

3.4 作業実施時間

本役務の作業実施時間にあたっては、峯岡山分屯基地の日課時限（0815～1700）を基準とし、変更時、契約相手方は、速やかにその内容を監督官に申告及び所要の手続きを実施するものとする。

3.5 本役務に必要な資材及び器材等は、契約相手方が準備するものとする。

3.6 作業にあたっては、既設装備品等に損傷を与えないように実施し、万一損傷を与えた場合は速やかに監督官に報告するとともに、契約相手方により無償にて回復させるものとする。

品名又は件名	無停電電源装置の撤去
--------	------------

4 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等の定める監督・検査実施要領に基づき実施する。

5 提出書類

提出書類は、次による。

5.1 撤去実施計画書

契約の相手方は、契約締結後、速やかに次の事項を記載した撤去実施計画書を作成（様式任意）し、検査官または監督官へ提出する。

- a) 作業責任者及び作業員名簿
- b) 作業工程表

5.2 作業日報

契約の相手方は、その日の作業が終了後、速やかに次の事項を記載した撤去実施日報を作成（様式任意）し、監督官へ提出する。

- a) 作業実績
- b) 翌日の作業予定

5.3 写真

写真については、撤去前、撤去中、撤去後及び監督官の指示する箇所を撮影し、製本したアルバムを提出するものとする。

5.4 データ管理

契約相手方は、この役務に関連するデータについて、ファイル交換ソフトがインストールされていないパソコン等を使用するものとし、必要書類を提出後、当該データを消去し、当該データを保持しないものとする。

6 その他

6.1 基地内共通事項

契約の相手方は、分屯基地において法令及び分屯基地で定めた規則を厳守し行動しなければならない。以下に代表的な遵守事項を示すほか、細部は監督官の指示に従わなければならない。